



県章

山形県公報

平成16年7月20日(火)
第1560号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

土地改良区の役員の退任の届出.....	(最上総合支庁農村計画課) ...	857
土地改良区の役員の就任の届出.....	(同) ...	858
道路の区域の変更.....	(最上総合支庁建設総務課) ...	同
県道の供用の開始.....	(同) ...	同

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会7月定例会の招集.....		859
-----------------------	--	-----

公 告

危険物取扱者保安講習の実施.....	(消防防災課) ...	同
特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....	(置賜総合支庁企画振興課) ...	861

告 示

山形県告示第761号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、太鼓胴土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年7月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	小 野 敬 二	最上郡真室川町大字大沢2489
同	沓 澤 倉 吉	同 1380
同	新 田 良 広	同 1369
同	佐 藤 正 志	同 1390
同	佐 藤 正	同 1055
監 事	庄 司 寛	同 1378 - 1
同	佐 藤 誠	同 1077

山形県告示第762号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、太鼓胴土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

平成16年 7月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	沓 澤 倉 吉	最上郡真室川町大字大沢1380
同	新 田 良 広	同 1369
同	佐 藤 正 志	同 1390
同	佐 藤 正	同 1055
同	小 野 栄 弘	同 2487
監 事	庄 司 寛	同 1378 - 1
同	佐 藤 誠	同 1077

山形県告示第763号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年 7月20日から同年 8月 2日まで縦覧に供する。

平成16年 7月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新庄次年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡舟形町大字堀内字松橋2647番 1 から 同 字松橋前山3370番10まで	旧	19.2 メートル ゝ 4.2	メートル 372
同 上	新	25.4 メートル ゝ 14.8	同 上
同 上		35.0 メートル ゝ 10.6	メートル 430

山形県告示第764号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年 7月20日から同年 8月 2日まで縦覧に供する。

平成16年 7月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 新庄次年子村山線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町大字堀内字松橋2647番 1 から

- 同 字松橋前山3370番10まで
3 供用開始の期日 平成16年7月20日

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第10号

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

平成16年7月20日

山形県教育委員会

委員長 安 孫 子

博

- 1 招集の日時 平成16年7月21日(水) 午後2時
2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 山形県立盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の中学部における平成17年度使用教科書用図書の採択について

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成16年7月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 講習の種別

(1) 給油取扱所講習

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

(2) 石油コンビナート講習

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（前号に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

(3) 一般講習

前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

2 講習の日時及び場所

(1) 給油取扱所講習

日	時	場 所
平成16年8月26日(木)	午後1時30分から	酒 田 市
同 9月3日(金)	午前9時から	長 井 市
同 9月8日(水)	同	新 庄 市
同 9月10日(金)	同	山 形 市

同	9月22日(水) 午後1時30分から	寒 河 江 市
同	9月29日(水) 同	村 山 市
同	10月5日(火) 午前9時から	米 沢 市
同	10月8日(金) 同	酒 田 市
同	10月14日(木) 午前9時30分から	鶴 岡 市

(2) 石油コンビナート講習

日	時	場 所
平成16年 8月27日(金)	午前9時から	酒 田 市

(3) 一般講習

日	時	場 所
平成16年 8月27日(金)	午後1時30分から	酒 田 市
同	9月2日(木) 同	長 井 市
同	9月3日(金) 同	同
同	9月8日(水) 同	新 庄 市
同	9月9日(木) 同	山 形 市
同	9月10日(金) 同	同
同	9月17日(金) 同	東 根 市
同	9月22日(水) 午前9時から	寒 河 江 市
同	9月28日(火) 午後1時30分から	天 童 市
同	10月5日(火) 同	米 沢 市
同	10月7日(木) 同	酒 田 市
同	10月8日(金) 同	同
同	10月13日(水) 同	鶴 岡 市
同	10月14日(木) 同	同

同	10月21日(木)	同	上	山	市
同	10月22日(金)	同	南	陽	市
同	10月27日(水)	同	尾	花	沢

3 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

4 受講手続

受講申請書を平成16年7月22日(木)から同年8月12日(木)までの間に、山形市松波二丁目8番1号総務部危機管理室消防防災課保安係に提出すること。

5 その他

詳細については、総務部危機管理室消防防災課保安係（電話023(630)2229）又は山形県危険物安全協会連合会（電話023(630)2147）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の変更の認証について申請があった。

平成16年7月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成16年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 まんまる

(2) 代表者の氏名

渡邊 重雄

(3) 主たる事務所の所在地

山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町475番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ者や高齢者等が地域の中で社会の一員として、自立した日常生活を送ることができるよう各種の事業を行い、地域福祉の増進のために寄与することを目的とする。

平成16年7月20日印刷
平成16年7月20日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056